

事 務 連 絡

平成20年12月25日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「平成21年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について（通知）」の一部差替えについて

国民健康保険の事業運営について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、「平成21年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について（平成20年12月25日保国発第1225001号）」を送付したところですが、その一部（別紙の第7表「平成21年度老人保健医療費拠出金額算定手順」）に誤りがありましたので、別添の表に差し替えていただきますよう、よろしくお願いたします。

○事象その1【差替1（第7表の1枚目）】

「19年度概算医療費拠出金額」の前（大括弧の外）のマイナスがもれていた。

○事象その2【差替2（第7表の5枚目）】

I-1-B 19年度当該保険者負担調整対象額の注意書きが誤っていた。

【正】 老人保健法（20'改正前）第56条第1項第1号に規定する確定加入者調整率が「1」を超える…

【誤】 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年8月2日法律第102号）附則第17条第1項第2号イに規定する確定加入者調整率が「1」を超える…

○事象その3【差替3（第7表の9枚目）】

（「第7表 IV 退職被保険者等に係る…相当額」等の算定手順」の1枚目）

「19年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金額」の前（二重枠の外）のマイナスがもれていた。

担当:国民健康保険指導調整官 吉田
電話:03-3595-2575

○差替1（第7表の1枚目）

【正】

第7表 平成21年度老人保健医療費拠出金額算定手順

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{21年度老人保健} \\ \text{医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{19年度概算} \\ \text{医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{I} \\ \text{19年度確定} \\ \text{医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{II} \\ \text{21年度} \\ \text{調整金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{III} \\ \text{21年度} \\ \text{事務費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※ 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。
 ※ - ((19年度概算医療費拠出金額-19年度確定医療費拠出金額)+21年度調整金額)の合計がマイナスの場合は、医療費拠出金は還付される。
 なお、この場合であっても事務費拠出金分については別途拠出が必要となる。

「-」(マイナス)が加わります。

【誤】

第7表 平成21年度老人保健医療費拠出金額算定手順

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{21年度老人保健} \\ \text{医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{19年度概算} \\ \text{医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{I} \\ \text{19年度確定} \\ \text{医療費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{II} \\ \text{21年度} \\ \text{調整金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{III} \\ \text{21年度} \\ \text{事務費拠出金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※ 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。
 ※ (19年度概算医療費拠出金額-19年度確定医療費拠出金額)+21年度調整金額の合計がマイナスの場合は、医療費拠出金分は還付される。
 なお、この場合であっても事務費拠出金分については別途拠出が必要となる。

○差替3（第7表の9枚目）

（「第7表 IV 退職被保険者等に係る…相当額」等の算定手順」の1枚目）

【正】 「-」(マイナス)が加わります。

IV 「退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額」等の算定手順

$$\text{① 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額} = - \left(\text{平成19年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額} - \text{② 平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} \right) + \text{③ 当該精算額に係る調整金額}$$

(注1) 支払基金より平成19年4月4日付け通知された「平成19年度退職者医療概算交付金の交付申請について」の別紙である「平成19年度退職者医療交付金交付申請金額計算書」の㉞本年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額を記入すること。

② 「平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額」は、次により算出すること。

$$\text{② 平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} = \text{平成19年度負担調整前確定医療費拠出金相当額} \times \text{④ 平成19年度確定退職被保険者等加入割合}$$

(注1) <I-1-A>

③ 「当該精算額に係る調整金額」は、次により算出すること。

$$\text{③ 当該精算額に係る調整金額} = \left(\text{平成19年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額} - \text{平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} \right) \times \text{算定率}$$

算定率: 0.024521

【誤】

IV 「退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額」等の算定手順

$$\text{① 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額} = \left(\text{平成19年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額} - \text{② 平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} \right) + \text{③ 当該精算額に係る調整金額}$$

(注1) 支払基金より平成19年4月4日付け通知された「平成19年度退職者医療概算交付金の交付申請について」の別紙である「平成19年度退職者医療交付申請金額計算書」の㉞本年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額を記入すること。

② 「平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額」は、次により算出すること。

$$\text{② 平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} = \text{平成19年度負担調整前確定医療費拠出金相当額} \times \text{④ 平成19年度確定退職被保険者等加入割合}$$

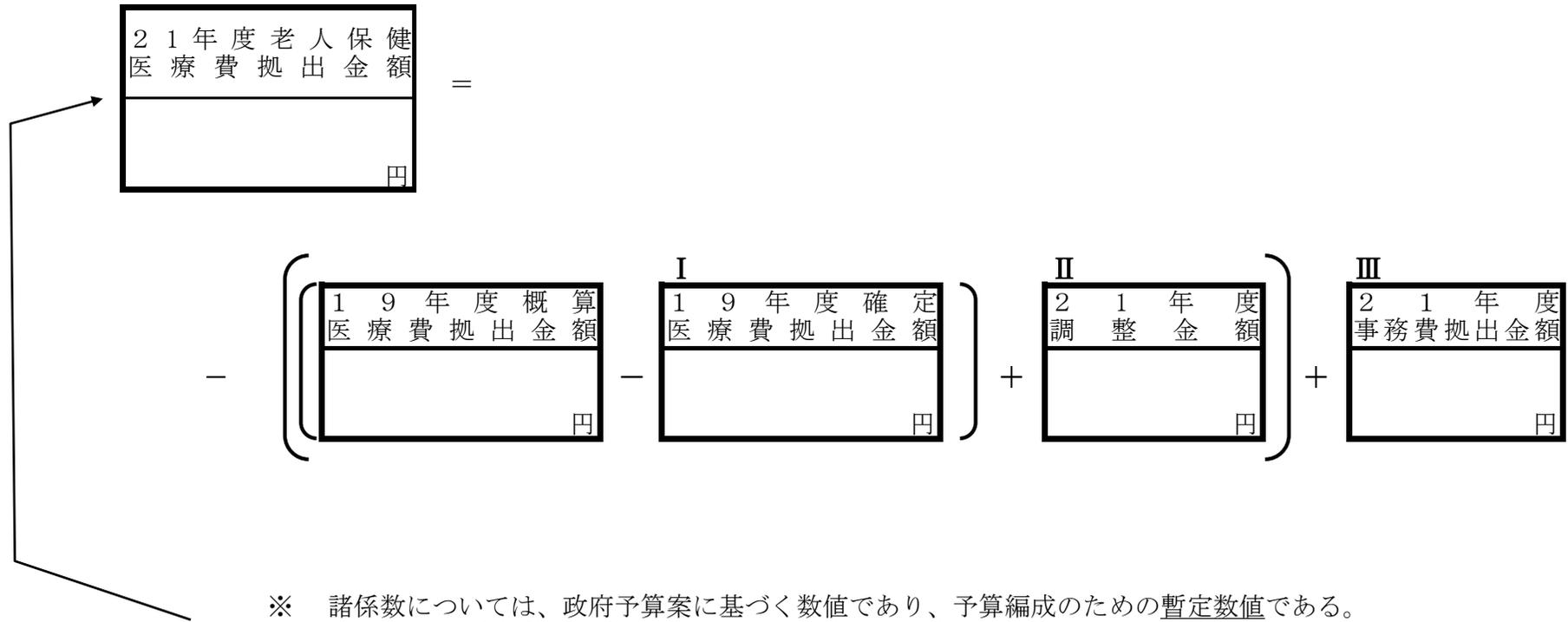
(注1) <I-1-A>

③ 「当該精算額に係る調整金額」は、次により算出すること。

$$\text{③ 当該精算額に係る調整金額} = \left(\text{平成19年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額} - \text{平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} \right) \times \text{算定率}$$

算定率: 0.024521

第 7 表 平成 2 1 年 度 老 人 保 健 医 療 費 抛 出 金 額 算 定 手 順



- ※ 諸係数については、政府予算案に基づく数値であり、予算編成のための暫定数値である。
- ※ - ((19年度概算医療費抛出金額-19年度確定医療費抛出金額)+21年度調整金額)の合計がマイナスの場合は、医療費抛出金分は還付される。
 なお、この場合であっても事務費抛出金分については別途抛出が必要となる。

I-1-B 19年度当該保険者負担調整対象額

$$\begin{array}{c}
 \text{I-1-A} \\
 \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者負担調整前} \\ \text{確定医療費拠出金相当額} \\ \hline \text{円} \end{array}} - \left(\begin{array}{c} \text{注3} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者公費負担} \\ \text{相当分控除後の老人医療費額} \\ \hline \text{円} \end{array}} + \begin{array}{c} \text{注4} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者} \\ \text{確定負担調整基準額} \\ \hline \text{円} \end{array}} \end{array} \right)
 \end{array}$$

※ 確定負担調整基準超過保険者について算定する。

(注) 確定負担調整基準超過保険者

老人保健法(20'改正前)第56条第1項第1号に規定する確定加入者調整率が「1」を超える
 保険者のうち、下記に該当する保険者について算定する。

$[\text{負担調整前確定医療費拠出金相当額}] - [\text{公費負担相当分控除後の老人医療費額}] > [\text{確定負担調整基準額}]$ となる保険者をいう。

注3については次ページ参照[19年度当該保険者公費負担相当分控除後の老人医療費額]

注4[19年度当該保険者確定負担調整基準額]

$$\left(\begin{array}{c} \text{I-1-A} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者負担調整前} \\ \text{確定医療費拠出金相当額} \\ \hline \text{円} \end{array}} + \begin{array}{c} \text{(若人の法定給付費のこと)} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者} \\ \text{医療に関する給付費額} \\ \hline \text{円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者} \\ \text{確定日雇拠出金額} \\ \hline \text{円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者確定} \\ \text{療養給付費等拠出金額} \\ \hline \text{円} \end{array}} \end{array} \right) \times \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度} \\ \text{負担調整基準率} \\ \hline 0.25 \end{array}}$$

(1円未満切捨)

I-1-C 19年度当該保険者負担調整額

$$\left(\begin{array}{c} \text{I-1-A} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者負担調整前} \\ \text{確定医療費拠出金相当額} \\ \hline \text{円} \end{array}} - \begin{array}{c} \text{I-1-B} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度当該保険者} \\ \text{負担調整対象額} \\ \hline \text{円} \end{array}} \end{array} \right) \times \boxed{\begin{array}{l} \text{19年度確定} \\ \text{負担調整加算率} \\ \hline 0.0013891355854 \end{array}}$$

(1円未満切捨)

IV 「退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額」等の算定手順

$$\text{① 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額} = \text{平成19年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額} - \text{平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} + \text{当該精算額に係る調整金額}$$

(1円未満切捨)

(注1) 支払基金より平成19年4月4日付け通知された「平成19年度退職者医療概算交付金の交付申請について」の別紙である「平成19年度退職者医療交付金交付申請金額計算書」の「(e)本年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額」を記入すること。

② 「平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額」は、次により算出すること。

$$\text{② 平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} = \text{平成19年度負担調整前確定医療費拠出金相当額} \times \text{④ 平成19年度確定退職被保険者等加入割合}$$

(1円未満切捨) < I - 1 - A >

③ 「当該精算額に係る調整金額」は、次により算出すること。

$$\text{③ 当該精算額に係る調整金額} = \text{平成19年度退職被保険者等に係る概算医療費拠出金相当額} - \text{平成19年度退職被保険者等に係る確定医療費拠出金相当額} \times \text{算定率}$$

(1円未満切捨) 0.024521